

議案第 4 5 号

利根町議会議員及び利根町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 7 月 3 0 日提出

利根町長 山 崎 誠一郎

専決処分書

地方税法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年6月12日

利根町長 佐々木 喜 章

利根町議会議員及び利根町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

利根町議会議員及び利根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和4年利根町条例第13号）の一部を次のように改める。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の利根町議会議員及び利根町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。